

請 願 審 査 資 料

令和3年請願第12号

子どもたちに安心、安全な教育を進めることについて

令和5年2月3日

教育委員会

1 請願事項

- ・ 35 人以下学級を恒久的に完全実施すること。
- ・ 学級増に伴い必要となる教員は正規採用者を配置し、担任外教員を減らさないようにすること。

2 国の動向

小中学校の学級編制の標準については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）により、令和 2 年度までは、小学校 1 年生は 35 人以下、それ以外の学年は 40 人以下と定められていたが、義務標準法の改正により、きめ細やかな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、3 年度から 5 年間かけて、小学校の全学年の学級編制の標準について、学年進行で 35 人に引き下げることとされ、4 年度現在、小学校 1 年生から 3 年生までは 35 人以下となっている。

なお、中学校については、3 年度に引き続き、国の「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、今後検討することとされている。

3 福岡市立学校の学級編制と 35 人以下学級の取組

福岡市立小中学校に係る学級編制については、令和 2 年度まで、小学校 1 年生から 4 年生までは 35 人以下、中学校 1 年生は学校の選択による 35 人以下、その他の学年は 40 人以下としてきたが、新型コロナウイルス感染症対応として、教室内における身体的距離を確保し、すべての子どもたちが安全・安心に教育を受けることができるよう、3 年度に暫定的に小中学校全学年で 35 人以下学級を実施した。

そして、暫定実施の効果検証の結果、学習面や生徒指導面等での効果が認められたことから、令和 4 年度に本格実施している。

令和4年度の本格実施にあたっては、標準学級数が15学級から25学級の小学校について、1人加配するとともに、市独自の30人の非常勤講師の中学校への追加配置や、その他の専門スタッフの拡充などにより、さらなる学校体制の充実を図っている。

【参考】35人以下学級についての取組の経緯

- ・平成16年度 希望校で試験実施（小学校1年3校、小学校2年1校）
- ・平成17年度 小学校1年で本格実施
- ・平成18年度 小学校2年で拡大実施
- ・平成19年度 小学校3年で拡大実施
- ・平成21年度 中学校1年で学校の選択により実施
- ・平成22年度 小学校4年で拡大実施
- ・令和3年度 小中学校全学年で暫定実施
- ・令和4年度 小中学校全学年で本格実施

4 請願に対する考え方

小中学校での35人以下学級については、今後も継続して実施していく。

担任以外の教員数については、予定されている国の定数改善により、令和7年度まで毎年度、一定数の増加が見込まれる。

なお、小中学校の教職員定数に係る任用経費については、義務標準法で定める学級編制及び教職員定数の標準を踏まえ、義務教育費国庫負担法に基づき国が負担することとされており、引き続き国に対して、さらなる学級編制の標準の改定及び教職員定数の改善を要望していく。